

鴻巣市立図書館レシート有料広告募集要領

平成19年8月8日教育長決裁

1 掲載期間

レシート有料広告の掲載期間は、次のとおりとする。ただし、1か月を単位とし広告の内容を変更することができる。

また、掲載者の希望により掲載期間を短縮できるものとする。この場合、掲載料金の日割計算、還付等を行わないものとする。

掲載期間	始 期	終 期
6 か月	月の最初の開館日	6 ヶ月後の月の最後の開館日

2 掲載の位置と方法

貸出記録レシート、蔵書検索レシート、資料予約レシートの下部に1広告を掲載するものとし、最大5社の広告をローテーションで印字するものとする。

3 掲載の順番

鴻巣市公共施設等有料広告取扱要綱（平成18年鴻巣市告示第347号。以下「要綱」という。）第7条による抽選の場合も同様とする。

4 申込方法

別紙申込書に次の書類等を添えて、前月25日までに鴻巣市立鴻巣中央図書館へ提出するものとする。

- (1) 添付資料（様式は別紙のとおり）
- (2) 広告の図案及びその版下（縦250×横500ピクセル以内のBMP、印刷は白黒）

5 掲載の要件

掲載できる広告は、鴻巣市公共施設等有料広告取扱要綱（平成18年鴻巣市告示第347号。以下「要綱」という。）第3条に定めるもののほか、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 掲載者が事業所を有しないなど、責任の所在が不明確なもの

- (2) 内容が不明確なもの
- (3) 個人情報に関する取扱いが不適切であると認められるもの
- (4) 著作権及び肖像権の侵害を引き起こすおそれのあるもの
- (5) 各業界が定める自主基準の表示事項を適切に表示していないもの
- (6) 比較又は優位性を示す表現について、その条件の明示及び確実な事実の裏付けが示されていないもの
- (7) 事実でないのに市が掲載者を支持し、又はその商品やサービスなどを推奨し、若しくは保証しているかのような表現のもの

6 掲載料金の納期と納付方法

決定通知書に記載された額を、指定された納期までに市指定金融機関、市収納代理金融機関又は郵便局で納付してください。

7 掲載の中止等

要綱で定めるもののほか、掲載期間の途中で要綱の掲載の要件に違反した場合は掲載を中止し、又は取り消すものとする。この場合、掲載料金の還付は行わないものとする。